

除染及び特定廃棄物処理に係る体制について

資料3

関係閣僚会合

議長：官房長官

副議長：環境大臣

復興担当大臣、国家公安委員会委員長、
総務大臣、文科大臣、厚労大臣、農水大臣、
経産大臣、国交大臣、防衛大臣

放射性物質汚染対策連絡調整会議

（議長：副長官補、各省庁局長級）

環境省

当 面（11月18日）

1月1日時点

4月1日時点

除染等

汚染廃棄物処理

除染等

汚染廃棄物処理

除染等

汚染廃棄物処理

環境省
除染チーム
30人程度※

指定廃棄物対策チーム
10人程度※

焼却灰等
処理班

泥
処理班

上下水汚
処理班

稲わら等
処理班

福島除染
推進チーム
30人程度※

廃棄物処
理施設

上下水処
理施設

農業関連
施設

環境省
除染チーム
30人程度※

指定廃棄物対策チーム
10人程度※

焼却灰等
処理班

泥
処理班

上下水汚
処理班

稲わら等
処理班

福島環境再生事務所
60人超※※

廃棄物処
理施設

上下水処
理施設

農業関連
施設

環境省
除染チーム
30人程度※※※

指定廃棄物対策チーム
30人程度※※※

焼却灰等
処理班

泥
処理班

上下水汚
処理班

稲わら等
処理班

福島環境再生事務所
200人超※※※

地方支所

地方支所

地方支所

廃棄物処
理施設

上下水処
理施設

農業関連
施設

※ すべて実員。
※※ うち40人は定員。

※※※ すべて定員（要求中）。
※※※※ うち一部は定員（要求中）。

（注）4月1日時点においては、本省（30人程度）、福島環境再生事務所（200人超）、その他地方環境事務所（30人程度）と実員で、合計300人規模の体制を予定。